

ひろがる京の木整備事業（非住宅タイプ）実施要領

令和3年7月30日付け3林第416号

（趣旨）

第1 知事は、商業施設や福祉施設など、住宅以外の民間施設の府内産木材を利用した木造化又は木質化を図る取組を支援することで、府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化の防止等に役立てるため、府内産木材を使用した建築物の整備を行った事業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) ウッドマイレージCO₂ 計算書 京都府ウッドマイレージCO₂ 計算基準（平成17年1月5日付け6林第597-2号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した指定法人が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 実施要綱第2条第10号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書 実施要綱第2条第9号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (5) 府内産木材 京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書が発行された木材をいう。
- (6) 緑の工務店 実施要綱第20条の規定により知事の登録を受けた工務店をいう。
- (7) 工事施工者 建築物の木造化若しくは木質化の工事を行う緑の工務店又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない者をいう。
- (8) ジョイント 府内産木材を購入することを目的として工事施工者が木材加工業者又は流通業者と連携を組むことをいう。

(交付対象建築物)

第3 交付対象建築物は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（以下「国等」という。）が所有又は整備するものでないこと。
- (2) 仮設のものでないこと。
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条に規定する住宅に該当するものでないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業その他知事が不適切と認める用途に用いるものでないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある者が所有又は整備するものでないこと。
- (7) 工事施工者がジョイントにより木造化又は木質化の工事を施工した建築物であること。

(交付対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び補助の要件は、別表1に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用する府内産木材の購入に対して、国等からの補助金、交付金その他の給付金を受ける場合については、補助金の交付の対象としない。

(補助額)

第5 補助額は交付要綱別表の3の項の補助額のとおりとし、補助額の上限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 府内産木材のうち京都の木証明書の発行を受けた木材は、木材購入材積1 m³当たり600,000円を補助額の上限とする。
 - (2) 交付要綱別表の3の項の(1)のイの補助額の欄に規定する知事が別に定める府内産木材は、ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証の発行を受けた木材とし、当該木材購入材積1 m³当たり900,000円を補助額の上限とする。
- 2 補助対象経費には、消費税を含まないものとする。
 - 3 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業申込書の提出)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ事業申込書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期間内に知事に提出す

るものとする。

- (1) ジョイント計画書（別記第1号様式別添）
- (2) 申請しようとする建築物の所在地を表示した位置図

（事業申込の変更及び辞退）

- 第7 事業申込書を提出した者は、交付申請予定額の増加若しくは3割を超える減少が生じる場合は、事業変更申込書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 事業申込書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、辞退届（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

（交付申請書の提出）

- 第8 補助金の交付を申請しようとする者は、事業申込書を知事が受け付けた日から2箇月を経過した日以降であって、交付対象建築物の府内産木材を使用した工事の完了の日から1年以内の知事が別に定める期間内に、交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。
- (1) 事業実施報告書（別記第4号様式）
 - (2) ジョイント実績報告書（別記第4号様式別添）
 - (3) 京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂ 京都の木認証書の写し
 - (4) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況が分かる資料
 - (5) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し（使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする。）
 - (6) 申請しようとする建築物の完成図面（府内産木材を使用した箇所を明示した図面）
 - (7) 府税の納税証明書（府税の滞納がないことの証明書）
 - (8) 誓約書（別記第5号様式）

（実績報告）

- 第9 知事が補助金の交付の決定をしたときは、事業実施報告書（別記第4号様式）の提出により交付要綱第6条第2項に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

（書類の提出先）

- 第10 この要領に基づき知事に提出する書類は、交付対象建築物の所在地を所管する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては、京都府京都林務事務所の長）に提出するものとし、所在地が京都府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に提出するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表1（第4関係）

交付対象事業	交付対象者	補助の要件
<p>府内産木材を使用した交付対象建築物の木造化又は木質化する新築、増築、改築、修繕又は模様替工事（以下、「交付対象建築物の整備」という。）</p>	<p>事業申込書に基づき交付対象建築物の整備を行った者（施主）で次のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人 2 法人格を有さない団体の代表者 3 個人事業主 4 その他知事が認める者 	<p>次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象建築物の整備において、施工期間中に府内産木材を使用している建築物である旨の標識等を設置すること。 2 その他知事が別に定める方法による府内産木材の普及及び啓発について協力すること。